



事 務 連 絡
平成23年11月22日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

地域コミュニティ復興支援事業に関する Q&A の送付について

日頃より地域福祉の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年度第三次補正予算の成立に伴い、標記事業を新設したところですが、別添のとおり Q&A を作成しましたので送付いたします。

【担当】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉係

Tel: 03-5253-1111（内線 2859、2872）

03-3595-2615（課内直通）

Fax: 03-3592-1459

地域コミュニティ復興支援事業に関するQ&A

【実施主体】

問1 本事業は、事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる法人に委託して実施することが可能とされているが、どのような法人に委託すべきか。

(答) 本事業は、地域全体の面的な支援体制を構築することが目的であり、地域の総合調整等を行う事業であることから、本来は市町村自ら実施することが望ましい。

しかし、地域の実情により市町村が自ら実施することが困難な場合も想定されるため、事業の全部又は一部の委託を可能としているところである。

このような趣旨から、社会福祉協議会など、地域において中心的な役割を担っている法人に委託すべきと考える。

なお、委託する場合であっても、本事業には地域の関係機関の調整や公的サービスとの関係連携が不可欠であることから、市町村が必ず関わるよう配慮されたい。

問2 市町村以外の者が実施主体となるのはどのような場合か。

(答) 本事業は、基本的に市町村が実施することを想定しているが、例えば規模の小さな市町村について、他の市町村の地域と合わせて一体的に都道府県が実施する場合や、市町村自体が事業の実施体制がない場合に、社会福祉協議会やNPO法人等が代わりに事業を担う場合等が想定される。

なお、市町村以外の者が実施主体となる場合であっても、本事業における市町村の役割は重要であることから、市町村が必ず関わるよう配慮されたい。

問3 社会福祉協議会やNPO法人等が実施主体となった場合にも事業の委託は認められるのか。

(答) 社会福祉協議会やNPO法人等が実施主体となる場合は、関係者間の総合調整を行う事業については自ら行う必要があるが、その他の事業については他の法人等に委託して実施しても差し支えない。

問4 市町村は事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認められる法人等に委託して実施することができるとしているが、必須事業である「(ウ)関係者間の総合調整を行う事業」も委託できるのか。

(答) 事業の全部を委託する場合には「総合調整を行う事業」についても委託が可能である。ただし、関係者間の連絡調整については公的サービスの関係連携が不可欠であることから、市町村が必ず関わるように配慮されたい。

事業の一部を委託する場合には、実施主体としては市町村となるため「総合調整を行う事業」については市町村自らが実施するものである。

問5 この事業の実施は、東日本大震災の被災地に限定しているものなのか。

(答) 本事業は、東日本大震災の被災地以外であっても、被災地からの避難者を受け入れている市町村や、震災による様々な経済への影響により離職を余儀なくされた者への支援を行う市町村も実施主体となり得ると考えている。

ただし、事業の協議に当たっては、被災地の市町村を優先的に採択する予定である。

問6 市町村外若しくは県外へ避難された方に対して、地元市町村が支援を行う事は可能か。

(答) 可能であるが、避難先の市町村との間で連携をとって支援を実施すること。

【他事業との関係】

問7 従来の絆事業（NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業）との違いは。

(答) 従来の「NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業」は、NPO等民間支援団体を実施主体とし、生活困窮者等一人ひとりに対して個別的な支援を行うことを目的としているのに対し、今回の新規事業は、市町村を原則実施主体とし、地域コミュニティの再構築のため、関係機関との連携体制や見守り体制の構築等、面的な支援を行うことを目的としている。

問8 老健局が所掌している「地域支え合い体制づくり事業」と棲み分けはどのようにおこなうのか。

(答) 「地域支え合い体制づくり事業」は、サポート拠点を応急仮設住宅に設置し、応急仮設住宅に居住する被災者に対して介護サービス等の個別支援を中心として取り組まれるものである。

一方、本事業は、市町村を原則実施主体とし、地域コミュニティの再構築のための総合調整や地域づくりのための市町村全体の面的な支援を行うことを中心とするものである。

問9 生活福祉資金の事務費で雇用した生活支援相談員を当該事業において振り替えて実施することは可能か。

(答) 一部振り替え実施は可能であるが、生活福祉資金は貸付が目的ではなく貸付を通じて自立更生を支援する事が目的であり、そのために幅広い生活支援相談を行うことが事務費で担保されている。

今回の事業は生活福祉資金のみではなく、被災者等の総合相談支援を目的としており、その支援領域はさらに幅広いことを勘案して対応願いたい。

【事業内容】

(地域の支援体制の構築を行う事業)

問 10 「地域の見守り体制の調整」とは具体的にどのようなことが考えられるか。

(答) 例えば、地域全体の見守り体制を確認し、見守り体制に格差が見られるような場合には、訪問員の配置換えや担当区域の変更等の調整を行う等が考えられる。

問 11 「民間事業者等と連携した見守り体制の構築」とは具体的にどのようなことが考えられるか。

(答) 例えば、民生委員・児童委員や社会福祉協議会による見守りに加え、様々な民間事業者等と連携し(例えば新聞配達員、郵便配達員、牛乳配達員等)一人暮らし高齢者等の支援を要する方の自宅に訪問を行い切れ目のないきめ細やかな支援を行う。

その際に、課題や異変があればそれを実施主体等に報告し、必要に応じて関係機関と連携を図り対応するような体制づくりを行うこと等が考えられる。

(被災者のニーズ把握及び孤立防止のための支援を行う事業)

問 12 「巡回訪問による声かけ」を行う場合、民生委員・児童委員の活動との関係はどうか。

(答) 日常的な地域の見守りは民生委員・児童委員が重要な役割を担っているが、例えば、定期的な訪問が必要な者に対して、民生委員・児童委員の負担を軽減するために、新たな訪問員を確保して、民生委員・児童委員と協力して支援に当たる等、民生委員・児童委員と協働して行う活動が考えられる。

問 13 「公民館や空き店舗等を活用した交流の場の提供」について、どのようなものが補助対象となるのか。

(答) 交流場所の借上げ料に加え、手すり、スロープの設置に要する費用や、各種活動に必要な経費、支援する者の人件費、利用者に提供する簡単な飲食の提供などの経費が考えられる。

問 14 「総合的な相談窓口の設置」について、どのような専門家の配置が考えられるのか。

(答) 幅広い福祉的相談に対応可能な、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員等の他、必要に応じて、保健医療に関する相談に対応するための、医師、看護師や保健師、法律問題に対応するための弁護士等を配置することが考えられる。

問 15 「総合的な相談窓口の設置」について、常に窓口に専門家を配置する必要があるのか。

(答) 複数名の専門家を配置することが望ましいが、事業所の開所時間帯を通じ少なくとも1名は有資格者や実務経験の豊かな者の配置に努めることとする。ただし、必ずしも常勤職員を配置する必要はない。

問 16 「生活再建のための個別支援」について、具体的にどのような支援が考えられるのか。

(答) 例えば、震災の影響で離職してしまった者に対しては、自立のための再就職を支援したり介護や教育、二重ローン等、相談者の課題を的確に把握し、個々個別に寄り添った支援を行うことが考えられる。

(関係者間の総合調整を行う事業)

問 17 会議の開催は、どの程度の頻度で開催する必要があるのか。

(答) 必要に応じ適宜開催されたいが、最低でも市町村内の関係機関との連絡会議は月1回程度、市町村と都道府県、市町村間の連携会議は年2回程度の開催が適当と考えられる。

問 18 「応急仮設住宅の住民を含めた連絡会議」とは、どのようなものか。

(答) 各応急仮設住宅における課題や、孤立防止の取組などの仮設住宅間の情報交換や事業実施のための相互協力のための会議等が考えられる。

(その他事業)

問 19 当該事業で買い物支援のため、移動販売を委託することは可能か。

(答) 例えば、地域住民の交流スペースとして創設した場所に、移動販売車を定期的に訪問させるに要するガソリン代等、地域コミュニティの復興支援となるのであれば可能である。

問 20 当該事業の一環として、病院やスーパーなどへ巡回するバスを借り上げる費用は対象となるか。

(答) 例えば、交通手段がない地域、著しく少ない地域に巡回バスを走らせることによって、その地域のコミュニティが活性化され、コミュニティが再構築されることが見込まれるような場合には対象となる。

【職員の配置】

問 21 本事業を実施するに当たって、具体的にどのような職員を配置すればよいか。

(答) 本事業に必要な職員としては、類似する事業等に従事していた経験や、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格があることが望ましい。

【補助の方法】

問 22 本事業の実施箇所数は各市町村 1 箇所に限られるのか。

(答) 本事業は、市町村内で統一的に実施する必要があるので、基本的に 1 箇所とする。
ただし、地域の実情により、1 箇所のみでの実施が困難な場合（例えば、政令市においては各区で実施など）は、複数箇所でも実施することも可能とする。

問 23 本事業の 1 箇所当たりの補助額はどのように考えればよいか。

(答) 次の①から④までの考え方で配分されたい。

① 実施要綱(1)の A から E までのすべての事業を行う場合は、6,000 万円を標準

② U の事業に加え、A、イ又は E の事業のうち 2 つの事業を行う場合は、4,500 万円を標準

③ U の事業に加え、A 又はイのいずれか 1 つの事業を行う場合は、3,000 万円を標準

④ U の事業のみを行う場合は、300 万円を標準

なお、標準額を超えて配分する場合には事前に厚労省へ相談願いたい。

